

大江町地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、都市住民を受け入れ、大江町地域おこし協力隊（以下、「地域おこし協力隊」）として委嘱し、一定期間以上、地域協力活動に従事してもらいながら、本町への定住・定着を図る取組を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(地域協力活動の種類)

第2条 「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動とし、新たに地域おこし協力隊を委嘱しようとするときは、この中から活動内容を定め募集する。

- (1) 地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信 等）
- (2) 農林水産業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援 等）
- (3) 水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動 等）
- (4) 環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃 等）
- (5) 住民の生活支援（見守りサービス、通院・買い物のサポート 等）
- (6) その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催 等）

(地域おこし協力隊の要件)

第3条 地域おこし協力隊となるためには、下記の要件を満たしている者とする。

- (1) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある者
- (2) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から移転し、大江町に住民票を異動させた者であること。（UIJターン可）
- (3) 概ね1年以上の滞在を予定している者であること。
- (4) 心身ともに健康で、誠実に地域協力活動に従事できる者であること。
- (5) 普通自動車免許を有している者であること。

(委嘱)

第4条 上記の要件を満たし、地域おこし協力隊として、やる気と実行力があると認められた場合、町長が委嘱する。

2 地域おこし協力隊の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

3 地域おこし協力隊は、再任することができる。ただし、住民票を異動させた日から3年までとする。

(支援)

第5条 地域おこし協力隊の地域協力活動に対し、予算の範囲内において必要な支援を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、地域おこし協力隊と大江町の双方が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

令和3年11月5日一部改正